

CONTENTS

ごあいさつ	2	賃上げ税制の見直し	8~9
司法書士より	3	交際費について	10
定額減税について	4~5	湯ったり! 寄ったり!	
社会保険労務士より	6	行ってんべ!!	11
インボイス制度	7	税務カレンダー	12

ごあいさつ

いつも事務所通信「えん」をご愛読頂きありがとうございます。職員による手作り通信を心掛け、できるだけ簡潔に、わかりやすく作ることを、テーマにやって参りました。おかげ様にて、発行も 77 回を数え、まもなく 20 年となります。

これも顧問先の皆様を始めとして、関係者各位のご支援、ご協力の賜物と改めて感謝を申し上げる次第でございます。

さて、「えん」のお届けを従来、ヤマト便による宅急便を利用して参りましたが、思い切って、メールによる配信へと変更させて頂きました。現物での配送と違い、充実感や不足感が多少あるかもしれませんが、宜しくお願い申し上げます。

更に、6 月から MyKomon を利用して、ニュースレターの配信をして行きたいと準備をしております。第 1 回は「令和 6 年度税制改正のポイント」11 ページを予定しております。第 2 回は「News letter 6 月号」を予定しております。

これらの新しいサービスを進めるには、先ずは、メールアドレスと、パソコン又はスマートフォンが必要となります。まだメールアドレスを My Komon へ登録していない場合は、早急に当事務所にお知らせください。

〈 〈 消費税報酬値上げのお願い〉 〉

令和 5 年 10 月 1 日より、インボイス制度が導入され、事業者による登録制度が実施され、仕入税額控除の要件が厳しくチェックされることとなりました。当事務所におきましても、この度の事情により、消費税報酬の値上げを、お客様にお願いしているところでありますが、何卒、ご理解ご協力をお願いいたします。

〈 〈 定額減税について〉 〉

令和 6 年 6 月 1 日から、定額減税の事務手続きが始まります。内容については、P4~5 に記載しています。

当事務所においても、円滑な事務作業ができるように、皆様方にお手伝いできるよう、準備を進めて参りたいと思っております。(ケースによっては年末調整までずれ込むこととなる場合もあります)

事務作業が複雑になってきておりますが、ひとつずつ進めて行きたいと改めて考えております。今後とも宜しくお願い申し上げます。

所長 森 富夫

遺言公正証書を作成するうえで用意する書類など

4月になりました。相続登記の義務化のはじまりです。私が所属する群馬司法書士会では、県内全市町村で相続登記に関する巡回相談会を開催しております。お近くの会場で実施された際はどうぞご利用ください。

さて、前回の事務所通信で、公正証書による遺言書の作成をお勧めしたところですが、今回は、実際に公正証書の遺言書の作成にはどのようなものが必要かといったことをお話ししていきたいと思います。



まずはその前に、どんな内容の遺言にするかが大前提です。それによって必要になる書類が変わってきます。

さらに、公正証書による遺言書の作成に当たって証人が2名必要です。相続人に該当する人と遺言によって財産をもらう予定の人とこれらの配偶者や子らは証人にはなれません。ざっくりいうと家族は証人になれないと思っていただければよいでしょう。

遺言の内容が決まったら、公証役場に遺言の内容を伝え、必要書類を用意します。

印鑑証明書

財産の内容がわかるもの

- ・ 不動産：納税通知書など
- ・ 預貯金：通帳のコピーなど

遺産を受けの人が配偶者や子の場合、遺言者との続柄がわかる戸籍謄本

遺産を受けの人が兄弟姉妹などの場合は、遺言者の出生から現在までの戸籍謄本と兄弟姉妹の戸籍謄本

遺産を受けの人の住民票など本人確認のできるもの

証人2名の住民票など本人確認のできるもの

その他、公証役場で指示されたもの



それから、遺言書の内容を実際に執行する遺言執行者を定めることができます。遺言執行者を決めた場合は、その人の本人確認できるものも用意してください。遺産を受けの相続人も遺言執行者になることができます。

上記の書類はあくまでも一例ですので、公証役場で指示されたものを適宜用意して提出します。用意するものが多くて挫折そうになるかもしれませんが、「大事な財産を確実に渡すため」です。

今回は、遺言書を作成するうえで留意しておいた方がよい遺留分に触れてみます。

司法書士 米澤 智子

定額減税

物価高による国民の負担を緩和するため、令和6年6月から定額減税が実施されます。対象者1人当たり所得税3万円、住民税1万円の計4万円が減税となります。

令和6年6月から定額減税額を控除する源泉徴収事務(月次減税事務)を行いますので、給与担当者様は、対象者、扶養人数を把握し準備をしてください。定額減税には、月次減税事務と年調減税事務がありますが、ここでは、**月次減税事務**についてお話しします。



月次減税事務の対象者

- ①令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人
- ②給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者の人(その給与の支払者に扶養控除等申告書を提出している居住者の人)

令和6年6月1日が基準日となりますので、6月2日以後に就職した人は月次減税事務の対象外となりますのでご注意ください。また、甲欄適用者が対象となりますので、乙欄、丙欄適用者は対象外となります。

月次減税額(扶養人数の確認)

扶養人数を確認し、月次減税額を計算します。

月次減税の額は以下の合計となります。ただし、その合計がその人の所得税額を超える場合には、控除される金額は、その所得税額が限度となります。

- | | |
|-----------------------|----------|
| ①本人 | 30,000 円 |
| ②同一性配偶者または扶養親族(1人につき) | 30,000 円 |



いずれも居住者が対象となります。また、②の扶養親族の取り扱いは、所得税の控除対象となる人に加えて、16歳未満の年少扶養親族も計算の対象に含まれます。令和6年になって扶養人数(16歳未満も含む)に変更がある場合もありますので、6月1日現在の扶養人数をきちんとご確認ください。

例として、配偶者、16歳未満の年少扶養親族2人の場合、扶養人数は3人となり、

本人(1人) + 扶養人数(3人) = 4人

4人 × 30,000円 = 120,000円が月次減税額となります。



月次減税事務

上記で確認した対象者から、扶養人数をもとに計算した月次減税額を所得税額から控除する月次減税事務を行います。

① 控除前税額の計算

通常通り、支給する給与に対する所得税額(控除前税額)を求めます。

② 実際に源泉徴収する税額の計算

控除前税額からその同額(控除した金額)を控除します。

以後、月次減税額の残高(控除しきれない金額)が0円になるまで控除してください。

なお、国税庁のHPに、控除した金額、控除しきれない金額を計算するエクセルデータがありますので、【各人別控除事績簿】で検索し、ダウンロードして使用してください。

納付書の作成

納付書の記載は、控除前税額から月次減税額の控除を行った後の金額を集計し、その金額を記載し、納付します。

なお、納付すべき金額が0円の場合でも、納付書を作成し、給与の報告のため、所管税務署に提出してください。

給与担当者様の事務処理が増えてしまいますので、事前のご準備をよろしくお願いいたします。



中島 良典

おすすめの1冊

世界一わかりやすい金利の本

世界一わかりやすい金利の本を紹介します。

私たちの生活に身近な預貯金や住宅ローンなどの金利から国の金利政策まで、わかりやすい説明と図で、解説している一冊です。

最近日銀がマイナス金利を解除したけれど、そもそもマイナス金利ってなに？

これからの日本経済はどうなるの？

こんな疑問が解消できる一冊。

金利を学ぶことで、未来の経済をみることができますよ。

金利が動けば経済が動く。

どうぞ、お手に取ってみてください。

瀬平 裕佳



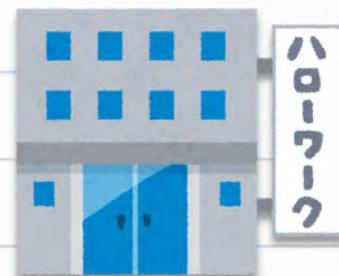
著者：上野 泰也

出版社：かんき出版

雇用保険とは

雇用保険制度は、労働者が失業した場合などに必要な給付を行い、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職の援助を行うことなどを目的とした雇用に関する総合的な機能をもった制度です。

事業主は、雇用保険法に基づき、適用基準に満たす労働者について、事業主や労働者の意思に関係なく被保険者となった旨をハローワークに届け出なければなりません。



雇用保険の加入要件は以下ようになっており、労災保険のように誰でも入らないといけないということではありません。

- 31 日以上継続して雇用されることが見込まれる人
- 1 週間当たりの所定労働時間が 20 時間以上の人
- 学生でない人

雇用保険は企業だけでなく従業員も一部負担して、保険料を支払っていますが、企業側の負担が大きいという面は確かにあります。

ただ、雇用保険に加入していて、きちんとした法令順守をしている企業であれば、採用の助成金やコロナ不況の時に話題となった雇用調整助成金などをもらうことができるというメリットがあります。

また、被保険者のもう一つのメリットとしては教育訓練給付金があります。教育訓練給付制度とは、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を終了した際に、受講費用の一部が支給されるものです。



なお、政府は 2028 年度中に週 20 時間以上の人を週 10 時間以上に拡大する方針のようです。

社会保険労務士 古川 弘樹

インボイス制度

実際に進めていくのは大変です💧

昨年10月に始まったインボイス制度、企業の経理担当者様の事務負担も然ることながら、会計事務所としても実務に大きな変化を感じています。

日頃、顧問先様へ訪問時に拝見している領収書等の証憑類の記載事項(仕入先、日付、金額、取引内容等)の他に、その証憑がインボイスとして要件を満たしているか以下の通りチェックが必要になります。

- ① その仕入取引先が適格請求書発行事業者として登録されているか
- ② 消費税率、消費税額が区分されているか
- ③ 消費税の端数処理が正しくなされているか

大きな柱としては①ですが、国税庁のインボイス公表サイトで都度照合することになります。また、領収書をインボイスとして発行していない取引先もある為、その際には請求書等其他の証憑の確認が必要になります。

請求書		納品書	
(株)XX御中 XX年XX月XX日		納品書 No.003 (株)XX御中	
納品書番号	金額	納品書 No.002 (株)XX御中	納品書 No.001 (株)XX御中
No.001	11,960円	納品書番号 No.001 (株)XX御中	納品書 No.001 (株)XX御中
No.002	7,640円	住所 XXX	住所 XXX
No.003	9,800円	TEL XXX	TEL XXX
.		登録番号 XXX	登録番号 XXX
合計	109,200円 (消費税 9,200円)	品名	金額
10%対象	66,000円 (消費税 6,000円)	牛乳 *	5,400円
8%軽減対象	43,200円 (消費税 3,200円)	じゃがいも *	2,160円
		割り箸	1,100円
		ビール	3,300円
		合計	11,960円
		*印は軽減税率対象商品	
		XX(株) 住所 XXX TEL XXX 登録番号 XXX	

原則として上記①から③までの要件を満たしていないと仕入税額控除ができませんが、開始から5年間はインボイスがなくても段階的に控除が可能であったり、1万円未満の取引であれば全額控除できたり…といった経過措置があります。このように区分の多さに事務処理が複雑になり、皆様に確認事項等をお願いしてしまう場合がありますが、いずれも消費税を正しく計算する為の大切な作業ですので、ご理解、ご協力をよろしくお願い致します。

今泉 典子

おすすめの一冊

否定しない習慣



日本を代表する大手企業から、家族経営の会社まで、のべ800人を超える経営者らに対してコーチングを実施してきた林健太郎氏が、仕事・プライベートにおける人間関係を良好に変えるための方法として、「相手のことを否定しない習慣」を紹介します。気づかぬうちに相手を否定してしまう人の心理や、否定しないためのテクニックと習慣は、どれも「なるほど。」と頷けるものばかり。「否定しない」と聞いてハッとした方や人間関係に行き詰っている方は、ぜひこの本を読んで、明日からの人間関係を変えてみませんか？

著者：林 健太郎
出版社：フォレスト出版

渋谷 和美

賃上げ促進税制の見直し

「賃上げ促進税制」は、青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度です。

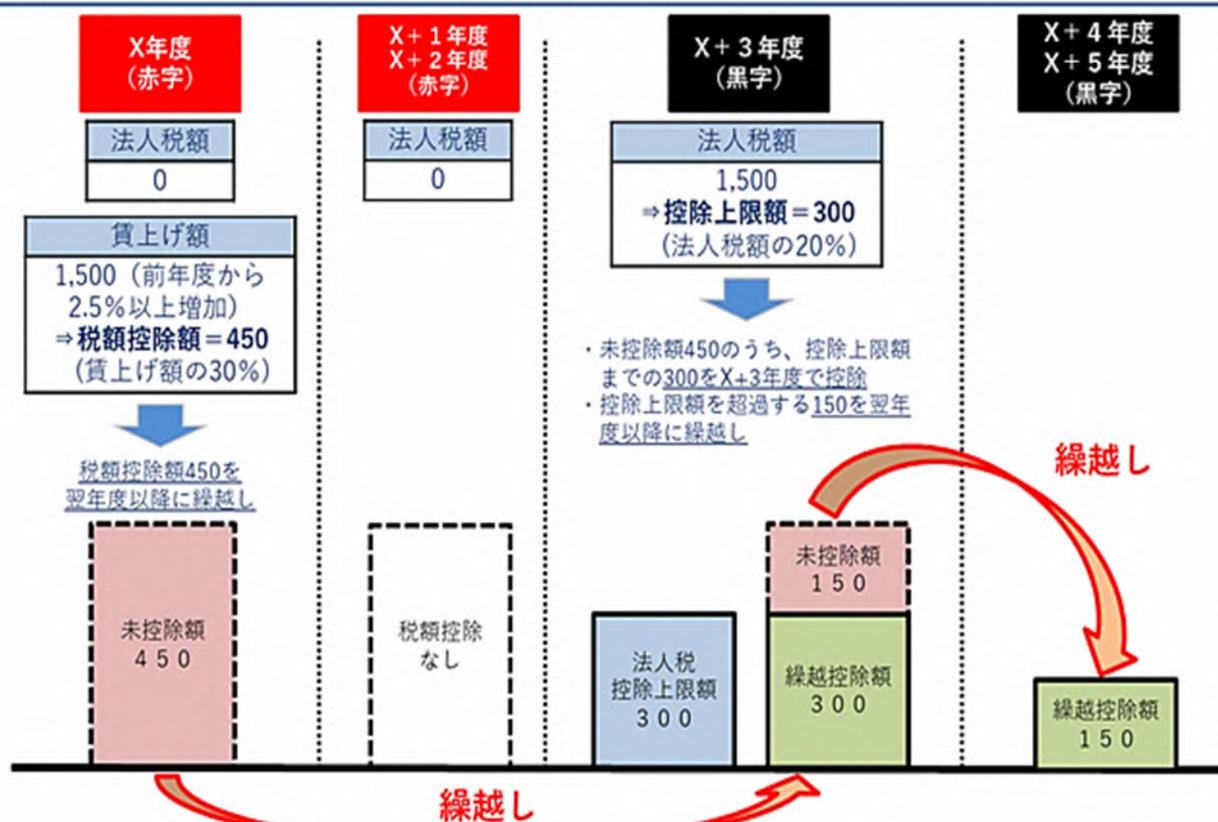
大企業・中堅企業は、全雇用者の給与等支給額の増加額の最大 35%を税額控除でき、中小企業は、全雇用者の給与等支給額の増加額の最大 45%を税額控除できるようになります。

賃上げ促進税制で5年間の繰越控除制度

賃上げ促進税制の対象となりうる企業として、中小企業全体の8割がカバーされるよう、中小企業向けに、当期の税額から控除できなかった分を5年間繰り越せる「繰越控除制度」を準備しています。この制度により、赤字企業でも賃上げ促進税制が活用できるようになります。

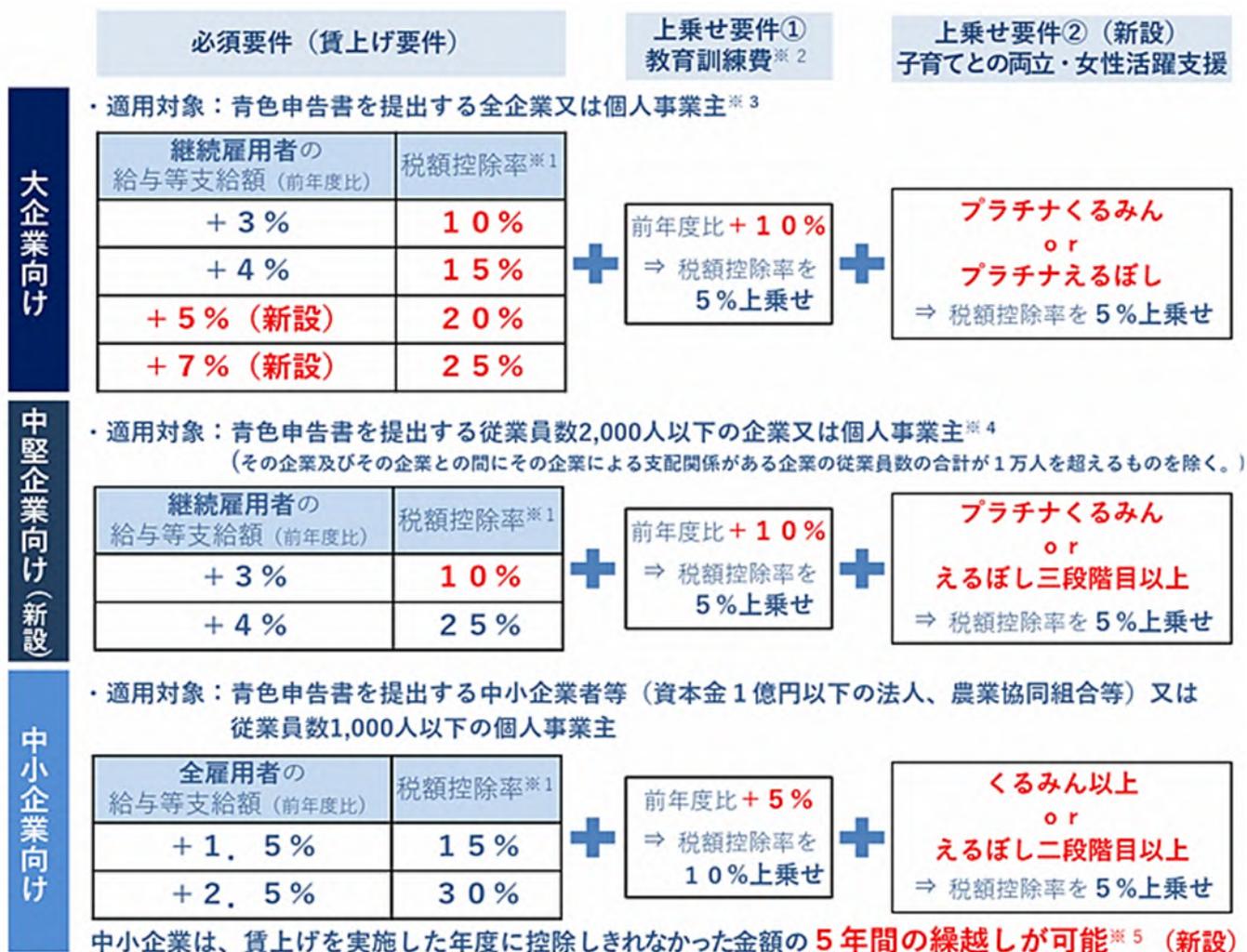
繰越控除措置のイメージ

中小企業は、要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能となりました。



賃上げ促進税制の措置期間の延長

賃上げ促進税制の措置期間を従来の2年間から、3年間に拡充します。



賃上げ要件について、中堅企業向けには、大企業より緩やかな要件を設定します。具体的には、3%賃上げで10%税額控除、4%賃上げで25%税額控除となります。

また、中小企業・大企業・中堅企業のいずれに対しても、教育訓練費を増加させた場合の上乗せでの税額控除について、適用要件を緩和します。

さらに、仕事と子育てとの両立支援(くるみん認定)、女性活躍支援(えるぼし認定)に積極的に取り組む企業への新たな上乗せ制度として、税額控除率を5%上乗せする措置を創設します。

本税制は、「成長と分配の好循環」の実現に向けて、企業が得た収益を従業員に還元するよう、賃上げの促進を目的とする制度です。

不明点やご質問等ございましたら、弊社又は担当者にお気軽にお問い合わせください。

藤生 将太郎

交際費の範囲から除外される 一定の飲食費の金額基準の引き上げについて

令和6年度税制改正において、交際費の範囲から除外される一定の飲食費の金額基準が従来の一人当たり5,000円から10,000円へ引き上げられることとなりました。

金額の引き上げは令和6年4月1日以後に支払う飲食費について適用になります。

中小企業では年間800万円までの交際費を損金算入できる特例がありますが、上記の一定の飲食費はこの800万円とは別で損金算入できません。従来はその金額が一人当たり5,000円以下でしたが、今回の改正により一人当たり10,000円以下に引き上げとなりました。

今回の改正は、最近の物価上昇や新型コロナウイルスの影響による飲食店需要の伸び悩みなどが背景としてあるとのこと。

この10,000円以下という基準ですが、会社の消費税の経理処理により税抜10,000円になるか税込10,000円になるかが変わります。税抜経理をしている場合は税抜10,000円以下、税込経理をしている場合は税込10,000円以下であれば一定の飲食費に該当します。

今回の改正により企業間の交流がより活発になり、また飲食業界も徐々に以前のような状態に戻ることが期待されます。



金子 貴一

相続税について ～葬儀費用は債務控除の対象～

相続税には債務控除という制度があり、これは被相続人が債務を残して死亡した場合、その債務を遺産の総額から差し引くことができる制度です。

葬儀費用も控除の対象となるので、債務及び葬式費用の明細書を忘れずに保管しておきましょう。寺院等から領収書が出ない場合は支払日、支払先、目的、金額をメモ等で記録してください。

葬儀費用として認められるのは、お通夜や告別式の費用、火葬費用、住職に支払う費用など。香典返しや初七日などの法事の費用は対象外です。



依田 一恵

湯ったり！寄ったり！行ってんべ！！

くに 六合温泉郷

尻焼温泉「弁天の湯」

JR長野原・草津口駅の信号を北に国道 292 号線方面に向かう。途中「道の駅六合」を過ぎると野反湖方面に行く国道 405 号線に入って行く。間もなく花敷温泉の入口が見えてきます。手前に中之条町六合地域の旧入山小学校跡地に源泉かけ流しの町営日帰り温泉施設「尻焼温泉弁天の湯」があります。六合診療所が隣にあり、広大な駐車場がありますが、施設は木造平屋の 100 m²ぐらいのこじんまりした建物となっております。昨年 11 月に開館したばかりで、新築そのものです。



設備費は 1 億円弱かけたそうですが、大半は源泉の引湯に伴う工事代との事です。

中に入ると、休憩室があり、町民の憩いの場となっているようです。浴室は、内湯だけの開放感ある 4 畳分ぐらいの大きさです。感じ良く、湯質は入りやすかったです。

まだ、パンフレットも準備できていないようですが、立ち寄りには良いと思います。

尻焼温泉「川の湯」

もう一箇所、有名な「川の湯」は「弁天の湯」から 5 分ほどの所にあります。川をせき止めて作った巨大露天風呂です。川底から湧き出す温泉を、自然の中で堪能できます。無料でいつでも入れ、水着姿もいれば、裸で入る人もいます。

熱い湯が湧く石の間を探し、しばらくすると、尻の下からじんわりと温まってきます。前回訪れた時は、増水して水も濁っていて入浴できませんでした。こういう時もありますが、自然そのものですので、仕方ありません。駐車場は尻焼温泉の入口に広くありますので、そちらを利用してください。

ホテル光山荘(0279-95-5126)、星ヶ岡山荘(0279-95-5307)の立ち寄り湯も利用できますので、空振りはないと思います。



森 富夫

弁天の湯

住 所：群馬県吾妻郡中之条町大字入山 1573-3
TEL：0279-95-5020
時 間：12：30～19：30
（最終入館 19：00）
料 金：500 円
定 休 日：月曜日（祝日除く）
年末年始（12/29～1/3）

川の湯

住 所：群馬県吾妻郡中之条町入山 1503
時 間：24 時間
料 金：無料
定 休 日：なし ※増水時は入浴禁止



税務・労務カレンダー

	税務	労務
5 月	<input type="checkbox"/> 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付……………5月10日(金)まで <input type="checkbox"/> 個人住民税の特別徴収税額の通知……………5月31日(金) <input type="checkbox"/> 3月決算法人の確定申告と納税……………5月31日(金)まで <input type="checkbox"/> 9月決算法人の中間(予定)申告……………5月31日(金)まで	<input type="checkbox"/> 4月入社社員の雇用保険資格取得届の提出締切日……………5月10日(金) <input type="checkbox"/> 4月分の社会保険料の口座振替日……………5月31日(金)



・自動車税は、4月1日現在の自動車所有者に対して課税されますので、期限までに納付しましょう。

6 月	<input type="checkbox"/> 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付……………6月10日(月)まで <input type="checkbox"/> 所得税予定納税額の通知……………6月17日(月) <input type="checkbox"/> 4月決算法人の確定申告……………7月1日(月)まで <input type="checkbox"/> 10月決算法人の中間(予定)申告……………7月1日(月)まで	<input type="checkbox"/> 5月分の社会保険料の口座振替日……………7月1日(月) <input type="checkbox"/> 労働保険の年度更新手続きの受付開始……………6月3日(月)～7月10日(水) <input type="checkbox"/> 高齢者雇用状況報告書・障害者雇用状況報告書の作成……6月3日(月)～7月16日(火)
--------	--	--

- ・6月支給の給与から新年度の個人住民税の特別徴収が始まりますので、給与明細などへの記載を確認しましょう。
- ・賞与を支給した時は、「健康保険・厚生年金被保険者賞与支払届」を支給日から5日以内に所轄の年金事務所に提出しましょう。
- ・4月に昇給等を実施した場合は、健康保険・厚生年金保険の「被保険者報酬月額変更届」の提出の要否を確認しましょう。
- ・労働保険の年度更新手続きの際に、雇用保険の加入手続き漏れや保険料控除もれがないか確認しましょう。

7 月	<input type="checkbox"/> 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付……………7月10日(水)まで <input type="checkbox"/> 納期の特例を受けている場合の源泉所得税の納付……………7月10日(水)まで <input type="checkbox"/> 5月決算法人の確定申告……………7月31日(水)まで <input type="checkbox"/> 11月決算法人の中間(予定)申告……………7月31日(水)まで <input type="checkbox"/> 固定資産税第2期分の納付……………7月31日(水)まで	<input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険の被保険者報酬月額算定基礎届の提出締切日……7月10日(水) <input type="checkbox"/> 労働保険の年度更新手続きの締切日……………7月10日(水) <input type="checkbox"/> 高齢者雇用状況報告書・障害者雇用状況報告書の提出締切日……………7月16日(火) <input type="checkbox"/> 6月分の社会保険料の口座振替日……………7月31日(水)
--------	---	--

- ・試用期間終了に伴う対応
4月に入社した社員の試用期間を3ヶ月としている企業では、特段の問題がなければ7月から正式採用へ準備しましょう。
- ・社員が業務上の事故・疾病で4日未満の休業をした場合には、3ヶ月ごとにまとめて労基署に報告しなければなりません。4～6月分の提出期限は7月31日(水)までに。※但し、休業4日以上のもはその都度報告が必要。

